

資料編

資料 1	多摩市交通マスタープラン市民意向調査単純集計結果	94
資料 2	多摩市交通マスタープラン策定の流れ	98
資料 3	各種委員会等開催経過	99
資料 4	多摩市交通マスタープラン策定懇談会委員名簿	102
資料 5	多摩市交通マスタープラン検討委員会委員名簿	103
資料 6	多摩市交通マスタープラン検討委員会幹事会幹事名簿	104
資料 7	多摩市交通マスタープラン策定懇談会設置要綱	105
資料 8	多摩市交通マスタープラン検討委員会設置要綱	107

資料 1 多摩市交通マスタープラン市民意向調査単純集計結果

(生活・交通課 実施期間：平成 13 年 7 月 31 日～8 月 31 日)

回答者数 1362人 男584人 女557人 性別無回答221人

問1 将来的に、あなたが望む多摩市における生活を1つ選んで下さい。

- (1)多摩市に住みながら、多摩市で働きたい。
- (2)多摩市に住みながら、多摩市外で働きたい。
- (3)多摩市外に住みながら、多摩市で働きたい。
- (4)インターネットなどを活用して、自宅で働きたい。
- (5)その他

全体	男	女
63.1%	58.7%	66.6%
20.0%	23.5%	13.6%
2.4%	2.6%	2.3%
7.8%	8.4%	8.1%
5.1%	5.5%	4.7%

問2 スムーズで環境に優しい交通体系の実現のために、あなたが行動してもよい、または賛同するものをすべて選んで下さい。

- (1)自宅から徒歩や自転車で出かけられる範囲では、自動車を使わないようにする。
- (2)自動車から路線バス・鉄道・モノレールなどへ切り換える。
- (3)自家用車を電気自動車などの低公害車に買い換える。
- (4)自動車が近道や交通混雑の回避などのために、生活道路に入らないようにする。
- (5)その他

全体	男	女
75.8%	77.4%	75.9%
37.3%	36.1%	38.6%
33.0%	33.7%	34.6%
37.9%	42.5%	34.8%
4.3%	5.5%	2.9%

問3 都市の基本的な交通サービス充実のために、あなたが進めて欲しいものをすべて選んで下さい。

- (1)広域的な幹線道路の整備やトンネル化を推進する。
- (2)モノレールの延伸、今ある鉄道の複々線化、新交通システム等を進める。
- (3)市内の幹線道路や駐車場・駐輪場を整備する。
- (4)路線バスの日中・早朝・夜間の増発、運行時間の繰上げと繰下げを行う。
- (5)その他

全体	男	女
19.9%	25.2%	14.9%
41.0%	44.7%	38.4%
45.5%	46.6%	47.9%
51.5%	48.5%	53.5%
7.0%	7.5%	6.3%

問4 乗り換えや乗り継ぎを便利にするために、あなたが進めて欲しいと思うものをすべて選んで下さい。

- (1)駅の改良により鉄道の乗り換えを便利にしたり、相互直通運転を増やす。
- (2)駅周辺に鉄道利用者のための駐輪場や駐車場を増やす。
- (3)徒歩やバス利用者のために、駅と駅前広場の整備を進める。
- (4)バス・鉄道・モノレールなど共通乗車券を発売する。
- (5)その他

全体	男	女
48.0%	46.7%	50.8%
42.4%	41.6%	44.5%
42.0%	43.8%	40.0%
43.2%	41.8%	46.5%
5.9%	6.8%	5.0%

問5 今ある交通施設をより有効に使うために、あなたが進めてほしいと思うものをすべて選んで下さい。

- (1)踏切や交差点を立体交差にする。
- (2)朝夕時、一時的に道路のセンターラインの位置を動かして混んでいる方向の車線を増やしたり、バス専用レーンなどを増やす。
- (3)最新の情報技術によって、渋滞混雑情報や駐車場情報などを提供する。
- (4)その他

全体	男	女
36.5%	42.5%	32.5%
42.6%	41.4%	41.7%
35.6%	38.5%	32.5%
6.5%	7.5%	6.1%

問6 様々なニーズに応えるために、あなたが進めて欲しいと思うものをすべて選んで下さい。

- (1)駅や歩道橋等にエスカレーターやエレベーターを設置する。
- (2)歩行者と自転車を分離した歩道を整備する。
- (3)災害時に役立つ幅の広い道路を整備する。
- (4)地域住民の足となるコミュニティバスを運行する。
- (5)その他

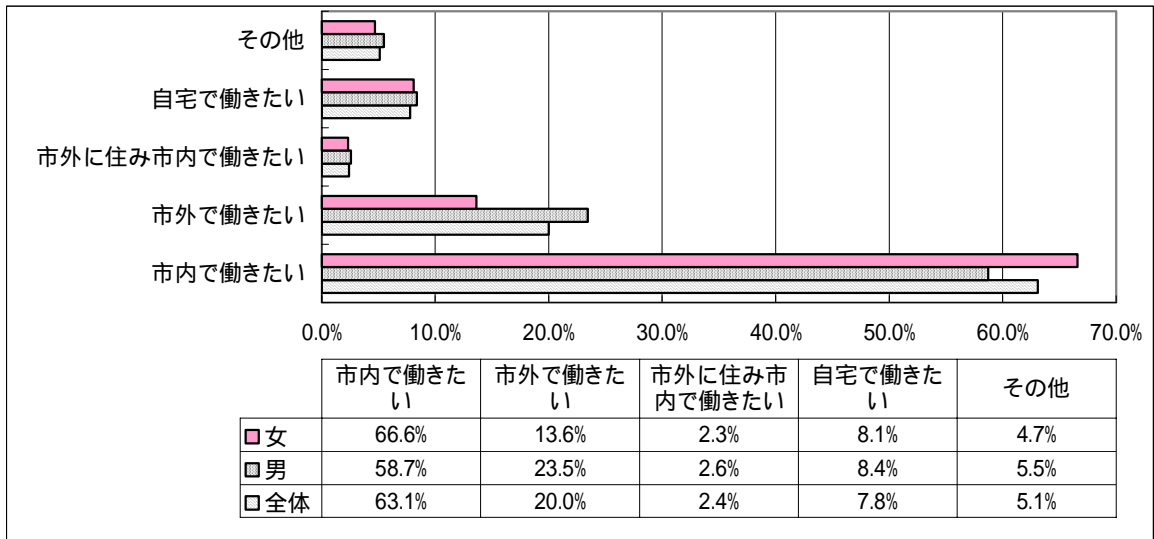
全体	男	女
51.9%	46.7%	57.3%
51.8%	52.7%	51.0%
22.5%	24.7%	21.5%
51.2%	48.5%	55.1%
4.1%	5.0%	3.6%

問7 (仮称)多摩市交通マスタープランの策定にあたって、あなたが賛同するものをすべて選んで下さい。

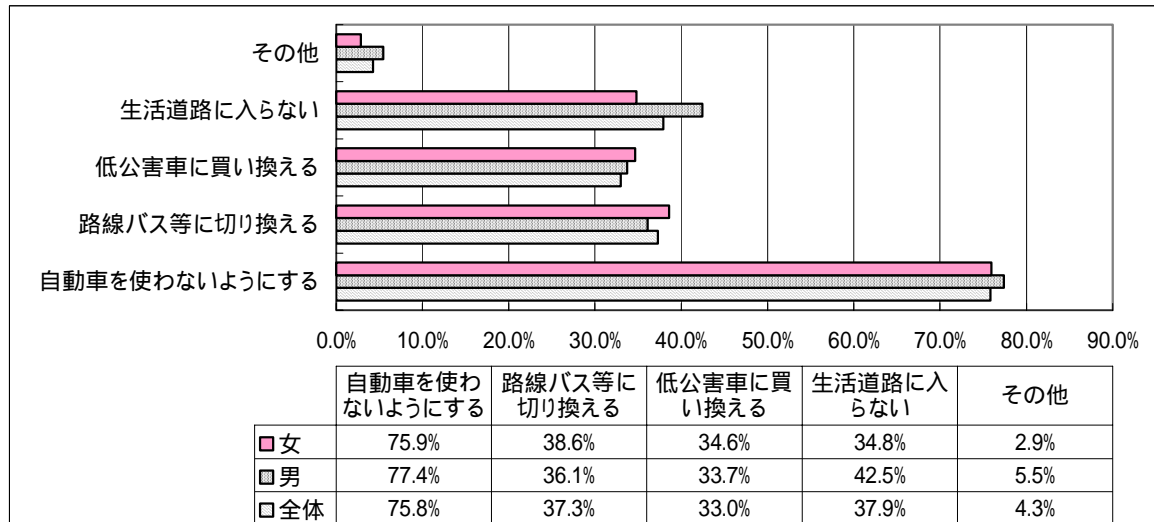
- (1)計画について議論する意見交換会などで意見を述べたい。
- (2)住民の代表者が意見交換会などに参加して意見を述べれば良い。
- (3)計画について今回のようなアンケート調査などを通して意見を述べたい。
- (4)説明会や資料等で計画の内容については詳しく知りたい。
- (5)その他

全体	男	女
13.9%	21.7%	7.4%
18.8%	20.5%	17.1%
69.1%	64.9%	75.6%
43.2%	51.9%	38.8%
2.1%	3.1%	1.4%

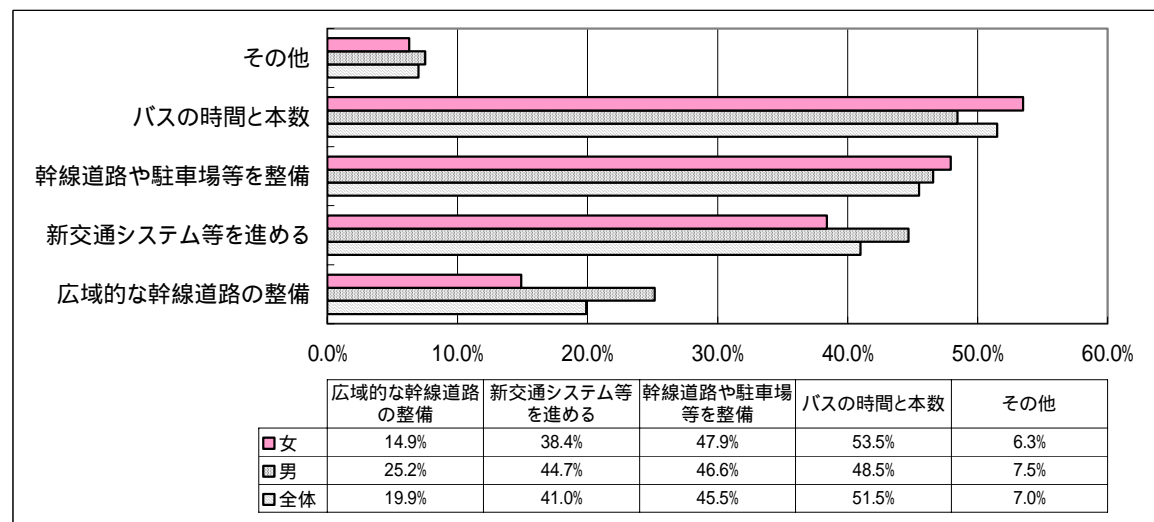
問1 将来的に、あなたが望む多摩市における生活を1つ選んで下さい。



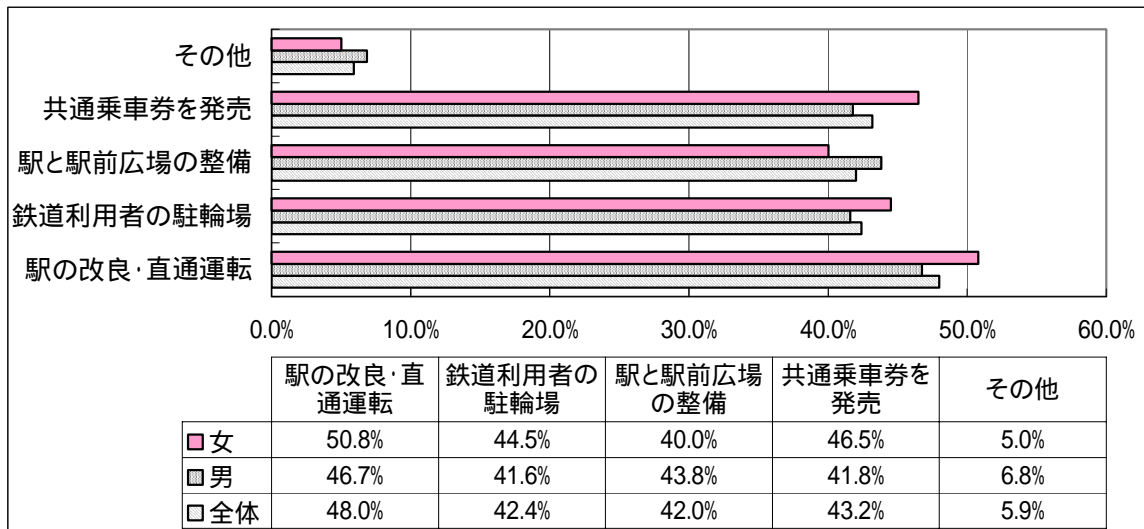
問2 スムーズで環境に優しい交通体系の実現のために、あなたが行動してもよい、または賛同するものをすべて選んで下さい。



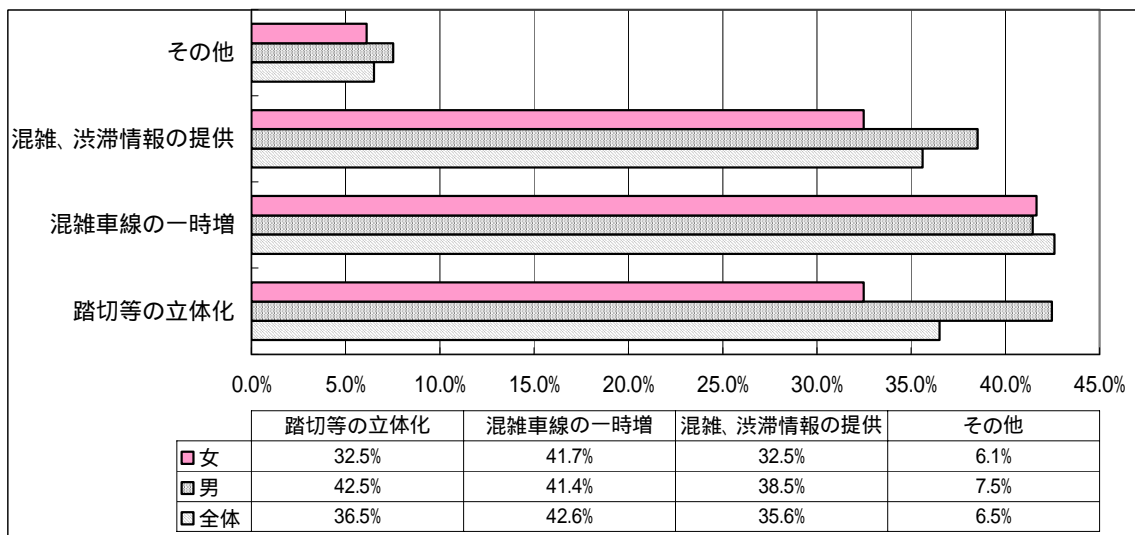
問3 都市の基本的な交通サービス充実のために、あなたが進めて欲しいものをすべて選んで下さい。



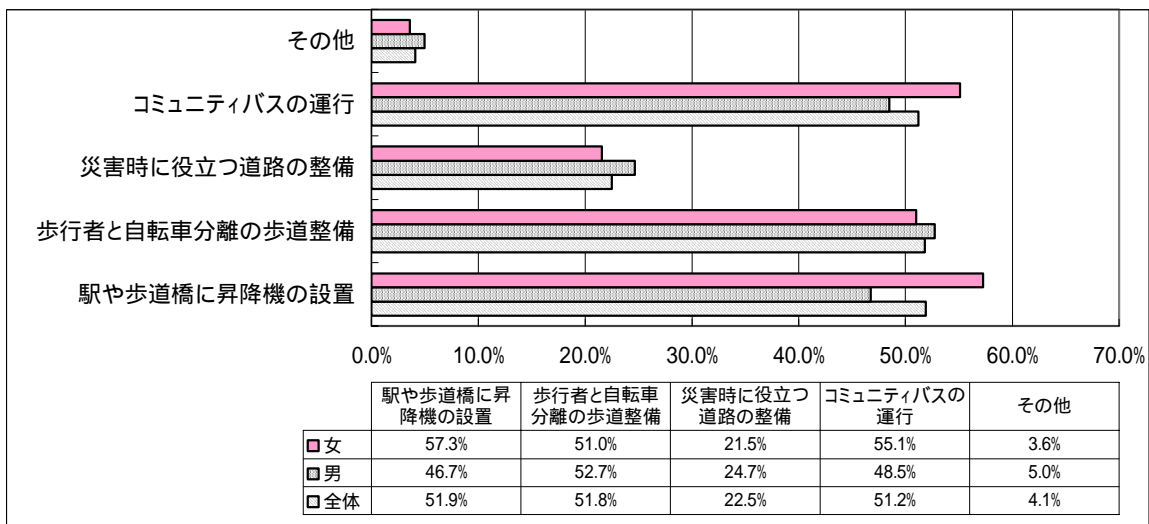
問4 乗り換えや乗り継ぎを便利にするために、あなたが進めて欲しいと思うものをすべて選んで下さい。



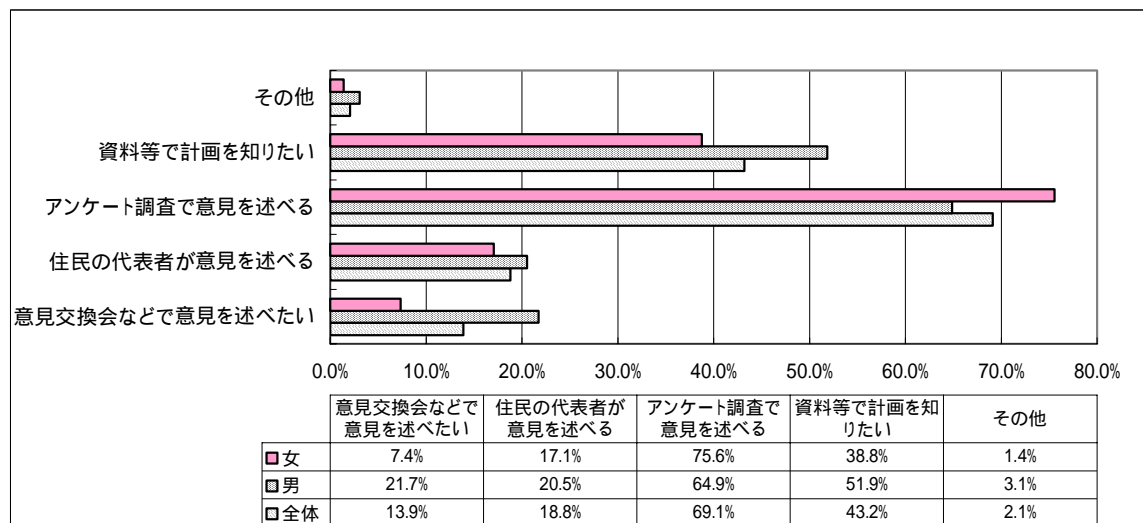
問5 今ある交通施設をより有効に使うために、あなたが進めてほしいと思うものをすべて選んで下さい。



問6 様々なニーズに応えるために、あなたが進めて欲しいと思うものをすべて選んで下さい。

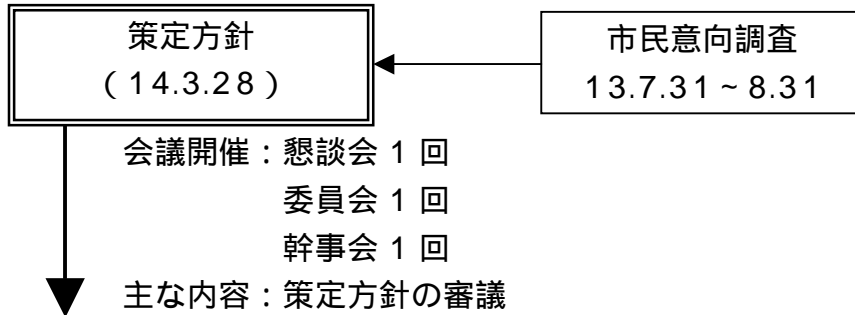


問7 (仮称)多摩市交通マスタープランの策定にあたって、あなたが賛同するものをすべて選んで下さい。

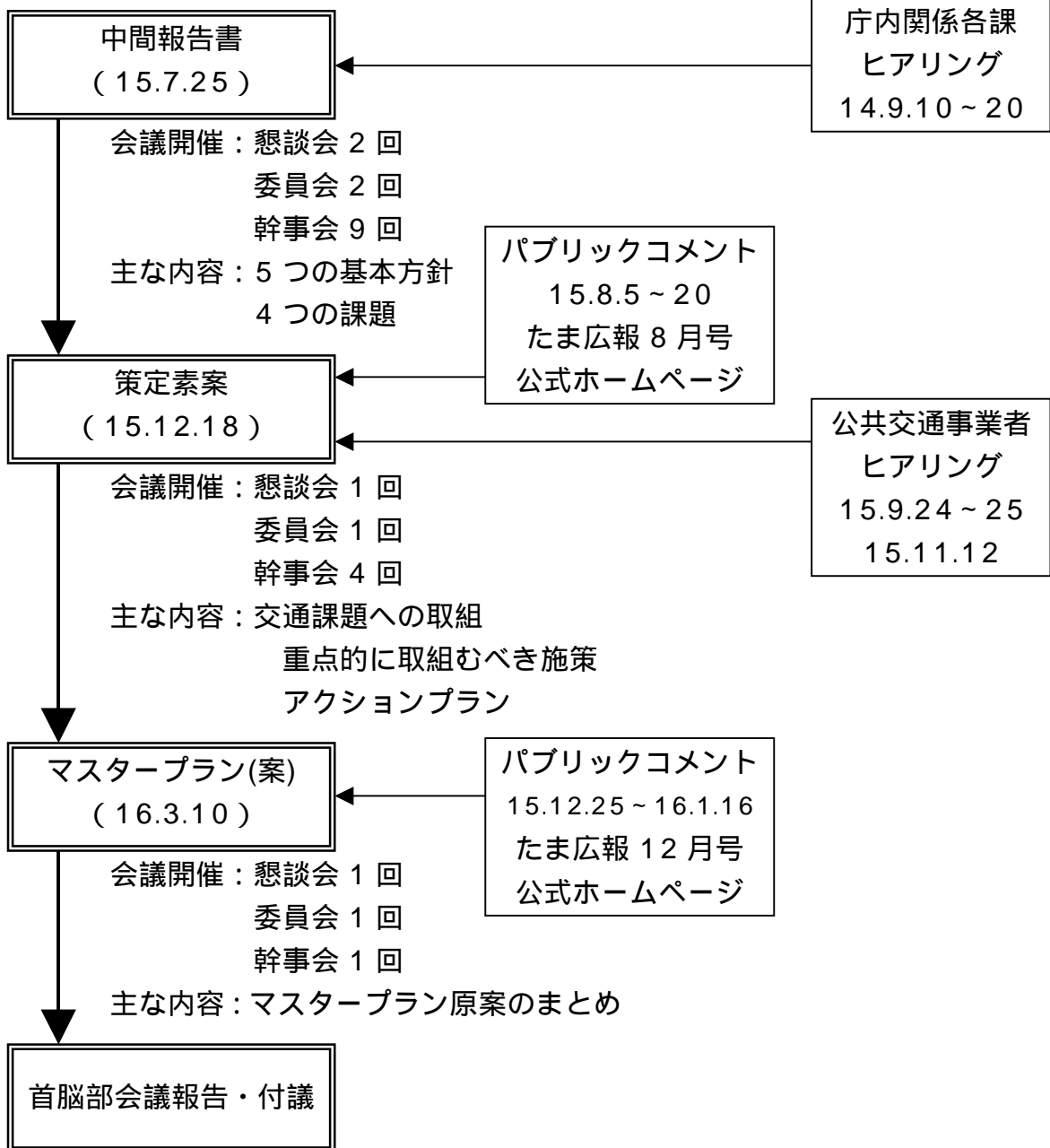


資料 2 多摩市交通マスタープラン策定の流れ

平成 13 年度



平成 14 年度～



資料 3 各種委員会等開催経過

日程	策定懇談会	検討委員会	検討委員会 幹事会	その他
平成14年 3月	第1回(28日)	第1回(22日)	第1回(22日)	市民意向調査 (H13/7/31~8/31)
5月	現地視察会 (23日)			
7月			第2回(15日)	
8月			第3回(1日)	
9月			第4回(24日)	庁内ヒアリング (10日~20日)
10月			第5回(29日)	
11月	第2回(29日)	第2回(22日)	第6回(12日)	
12月			第7回(18日)	
平成15年 1月			第8回(24日)	
2月			第9回(10日)	
6月		第3回(24日)		
7月	第3回(25日)		第10回(9日)	
8月			第11回(25日)	市民意見募集 (5日~20日)
9月			第12回(30日)	バス事業者ヒアリング (24日~25日)
10月			第13回(31日)	
11月			第14回(19日)	交通事業者ヒアリング (12日)
12月	第4回(18日)	第4回(9日)		市民意見募集 (25日~1/16日)
平成16年 1月			第15回(28日)	
2月		第5回(18日)		
3月	第5回(10日)			

多摩市交通マスタープラン策定懇談会

回	開催日	検討内容
1	平成 14 年 3 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 座長、副座長の選出 ・ 交通マスタープラン策定の概要について
2	平成 14 年 11 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討経緯について ・ 交通マスタープランの目的について
3	平成 15 年 7 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通マスタープラン中間報告(案)について ・ 今後の進め方について
4	平成 15 年 12 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通マスタープラン素案について ・ 市民意見募集について
5	平成 16 年 3 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通マスタープランについて

多摩市交通マスタープラン検討委員会

回	開催日	検討内容
1	平成 14 年 3 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通マスタープラン策定の概要について ・ 交通マスタープラン策定のスケジュールについて
2	平成 14 年 11 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討経緯について ・ 交通マスタープランの目的と成果について
3	平成 15 年 6 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通マスタープラン中間報告(案)について ・ 今後の進め方について
4	平成 15 年 12 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通マスタープラン素案について ・ 市民意見募集について
5	平成 16 年 2 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通マスタープランについて

多摩市交通マスタープラン検討委員会幹事会

回	開催日	検討内容
1	平成 14 年 3 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・マスタープラン策定の概要について ・マスタープラン策定のスケジュールについて
2	平成 14 年 7 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> ・交通関連問題の抽出について ・今後の策定スケジュールについて
3	平成 14 年 8 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩市が抱えている交通問題の設定について ・データ解析による現状把握について
4	平成 14 年 9 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩市が抱えている交通問題の設定について
5	平成 14 年 10 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩市が抱えている交通問題の設定について
6	平成 14 年 11 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩市が抱えている交通問題の設定について ・交通課題の設定方法について
7	平成 14 年 12 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な考え方（環境負荷の軽減等）について ・主たる検討課題の設定について
8	平成 15 年 1 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・交通マスタープランのねらい、目的等について ・交通課題に対する基本的な考え方について
9	平成 15 年 2 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ・主要課題に対する基本的な考え方について ・個別交通課題に対する基本的な考え方について
10	平成 15 年 7 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会の質疑に対する対応について ・今年度の進め方について
11	平成 15 年 8 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・策定懇談会、パブリックコメントの結果について ・公共交通計画の進め方について
12	平成 15 年 9 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者ヒアリングと公共交通計画の考え方について ・アクションプランについて
13	平成 15 年 10 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通計画について ・アクションプランについて
14	平成 15 年 11 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通計画について ・アクションプランについて
15	平成 16 年 1 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意見を踏まえた交通マスタープランの検討、見直しについて

資料 4 多摩市交通マスタープラン策定懇談会委員名簿

(任期：平成 14 年 3 月 28 日～)

委員 資格	氏 名	所 属 職 名	前任者及び委任期間
2(1)	秋山 哲男	東京都立大学大学院教授	
2(1)	中村 文彦	横浜国立大学大学院助教授	
2(2)	藤井 寛行	東京都都市計画局都市基盤部交通企画課長	遠藤正宏 14.3.28～15.6.15
2(2)	谷村 秀樹	東京都建設局多摩ニュータウン事業部建設事業課施設整備担当課長	藤田 進 14.3.28～14.3.31 三田和夫 14.4.1～14.7.15
2(2)	谷合 正明	東京都南多摩東部建設事務所管理課長	井上秀夫 14.3.28～14.7.15 鈴木丈樹 14.7.16～15.3.31
2(3)	三宅 雅寛	警視庁多摩中央警察署交通課長	小野修治 14.3.28～15.3.9
2(4)	朝倉 正浩	都市基盤整備公団東京支社多摩ニュータウン事業本部事業部事業計画第一課長	尾畑和雄 14.3.28～15.6.30
2(6)	高山 恒明	京王電鉄株式会社鉄道事業本部企画担当課長	鏑田政信 14.3.28～14.6.30 吉田豊大 14.7.1～15.11.16
2(6)	抱山 洋之	小田急電鉄株式会社交通企画部課長	宮坂正俊 14.3.28～15.6.29
2(5)	清水 貴之	京王電鉄バス株式会社営業部営業第一担当課長	堀内 徹 14.3.28～15.6.26
2(5)	小早川唯因	神奈川中央交通株式会社運輸部計画課長	
2(7)	池田 英治	多摩都市モノレール株式会社運輸部参与	
2(8)	飯田 敏晴	ニュータウン交通株式会社常務取締役営業所長	
2(9)	澤 輝一	多摩市老人クラブ連合会副会長	佐伯米男 14.3.28～15.3.18
2(9)	田中 三郎	多摩市障害者福祉協会理事長	
2(10)	白鳥 光洋	市民	
2(10)	市村 智子	市民	
2(10)	阿部 裕行	市民	
2(10)	赤穂 省平	市民	

座長、副座長

委員資格は策定懇談会設置要綱第 3 条による

資料 5 多摩市交通マスタープラン検討委員会委員名簿

(任期：平成 14 年 3 月 22 日～)

職名	氏 名	前任者及び委任期間
助役	古藤 純一 (～15.12.16)	土方 篤 14.3.22～14.6.30
収入役	中野 忠陶	篠崎一雄 13.3.22～14.6.30
教育長	小栗 慎次郎	香川善平 14.3.22～15.9.30
企画政策部長	坂本 亨	遠藤恵喜 14.3.22～14.6.30
総務部長	太田 義次	古藤純一 14.3.22～14.6.30 小谷田進 14.7.1～15.3.31
市民部長	古閑 洋一	渡辺幸子 14.3.22～14.4.1 土方 篤 14.4.2～14.4.30 (助役兼務) 古藤純一 14.5.1～14.6.30 (総務部長兼務)
くらしと文化部長	田村 一夫	坂本 亨 14.3.22～14.6.30
環境部長	長島 征雄	
健康福祉部長	田久保 晴夫	
都市づくり部長	小林 克巳	石田 亘 14.3.22～15.3.31
学校教育部長	遠藤 恵喜	小谷田進 14.3.22～14.6.30
生涯学習部長	石田 亘	古瀬康紘 14.3.22～15.3.31

委員長、副委員長

平成 15 年 12 月 16 日以降、収入役を委員長職務代理とする。(検討委員会設置要綱第 4 条 4 による)

資料 6 多摩市交通マスタープラン検討委員会幹事会幹事名簿

(任期：平成 14 年 3 月 22 日～)

職名	氏名	前任者及び委任期間
くらしと文化部 生活・交通課長	田代 恒雄(次長)	立川慎一 14.3.22～14.3.31
企画政策部企画課長	曾我 好男(次長)	太田義次 14.3.22～15.3.31
総務部防災課長	中村 元幸	田代恒雄 14.3.22～14.3.31
市民部市民課長	串田 邦夫	小池和行 14.3.22～14.3.31
環境部環境対策課長	後藤 泰久(次長)	田村一夫 14.3.22～14.6.30
健康福祉部 地域福祉課長	小池 和行(次長)	小孫弘行 14.3.22～14.3.31
健康福祉部 障害福祉担当課長	大谷 賢二	安宅 理 14.3.22～15.3.31
都市づくり部 都市計画課長	神尾 修(次長)	渡辺龍一 14.3.22～15.3.31
都市づくり部 道路課長	持田 正巳	荻原幸明 14.3.22～14.3.31 神尾 修 14.4.1～15.3.31
学校教育部学務課長	石坂 修	古閑洋一 14.3.22～14.6.30 田倉正二 14.7.1～15.3.31
生涯学習部 生涯学習振興課長	中村 満(次長)	

幹事長

資料 7 多摩市交通マスタープラン策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 第四次多摩市総合計画・基本計画に基づき、総合的な交通体系の構築を目的とした交通マスタープランを策定するため、多摩市交通マスタープラン策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 多摩市交通マスタープランの策定に関すること。
- (2) その他、多摩市交通マスタープランに関すること。

(構成)

第3条 懇談会は、委員 19 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- | | |
|---|-------|
| (1) 学識経験者 | 2 人 |
| (2) 東京都都市計画局、多摩都市整備本部及び南多摩東部建設事務所の担当主管課長（相当職にある者を含む。） | 3 人以内 |
| (3) 警視庁多摩中央警察署の担当主管課長（相当職にある者を含む。） | 1 人 |
| (4) 都市基盤整備公団東京支社多摩ニュータウン事業本部担当主管課長（相当職にある者を含む。） | 1 人 |
| (5) 市内路線バス輸送関係機関の担当主管課長（相当職にある者を含む。） | 2 人以内 |
| (6) 市内鉄道輸送関係機関の担当主管課長（相当職にある者を含む。） | 2 人以内 |
| (7) 新交通システム関係機関の担当主管課長(相当職にある者を含む。) | 1 人 |
| (8) タクシー関係機関の事業所長（相当職にある者を含む。） | 1 人 |
| (9) 市内の市民団体等から推薦された者 | 2 人以内 |
| (10) 多摩市民 | 4 人以内 |

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。

(座長及び副座長)

第5条 懇談会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 座長は、懇談会を招集し、会議を主宰する。

(分科会)

第 7 条 第 2 条の所掌事務に係る個別的事項を調査研究するため、懇談会に下部組織として、道路交通分科会及び交通機関分科会を置く。

2 前項の分科会は、座長の指名する委員をもって構成し、それぞれ委員 12 人以上をもって組織する。

3 第 1 項の各分科会に、分科会長と副分科会長を置く。

4 分科会長は、委員の互選によりこれを定め、副分科会長は分科会長が指名する。

5 分科会長は、分科会を招集し、会議を主宰する。

6 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第 8 条 座長及び分科会長は、会議に際し、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第 9 条 懇談会及び分科会の庶務は、くらしと文化部生活・交通課において処理する。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会及び分科会の運営に関して必要な事項は、座長及び分科会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公示の日から施行する。

2 この要綱は、平成 16 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

資料 8 多摩市交通マスタープラン検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 第四次多摩市総合計画・基本計画に基づき、総合的な交通体系の構築を目的とした多摩市交通マスタープランについて検討するため、多摩市交通マスタープラン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 交通マスタープランの策定に関すること。
- (2) その他、交通マスタープランに関すること。

(構成)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にあるもの（以下「委員」という。）をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長には、助役をもって充て、副委員長は収入役及び教育長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長である収入役がその職務を代理する。

(会議の召集等)

第5条 委員長は、委員会を招集し、会議を主宰する。

- 2 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者を出席させ、説明、意見等を述べさせることができる。

(幹事会)

第6条 委員会に、委員会の所掌事務に係る調査及び協議を行うため、下部組織として幹事会を置く。

(幹事会の構成)

第7条 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者（以下「幹事」という。）をもって構成する。

- 2 幹事会に、幹事長と副幹事長を置く。
- 3 幹事長には、くらしと文化部生活・交通課長をもって充て、副幹事長は幹事の互選により定める。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(幹事会の会議)

第 8 条 幹事長は、幹事会を招集し、会議を主宰する。

2 幹事長は、必要に応じて会議に幹事以外の者を出席させ、説明、意見等を述べさせることができる。

(幹事の委員会への出席)

第 9 条 幹事は委員会に出席し、調査及び協議をした内容等の説明又は意見等を述べることができる。

(庶務)

第 10 条 委員会及び幹事会に関する庶務は、くらしと文化部生活・交通課において処理をする。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるものほか委員会又は幹事会の運営に関して必要な事項は、委員長又は幹事長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公示の日から施行する。

2 この要綱は、平成 16 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則 (平成 15 年多摩市告示第 193 号)

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

助役 収入役 教育長 企画政策部長 総務部長 市民部長 くらしと文化部長 環境部長 健康福祉部長 都市づくり部長 学校教育部長 生涯学習部長
--

別表第 2 (第 7 条関係)

企画政策部企画課長 総務部防災課長 市民部市民課長 くらしと文化部生活・交通課長 環境部環境対策課長 健康福祉部地域福祉課長 健康福祉部障害福祉担当課長 都市づくり部都市計画課長 都市づくり部道路課長 学校教育部学務課長 生涯学習部生涯学習振興課長
